

2023年2月6日

経営支援プラットフォーム「荘銀 Big Advance」 地域企業のDX化支援で新機能『ちゃんと勤怠 by ネクスト IC カード』追加

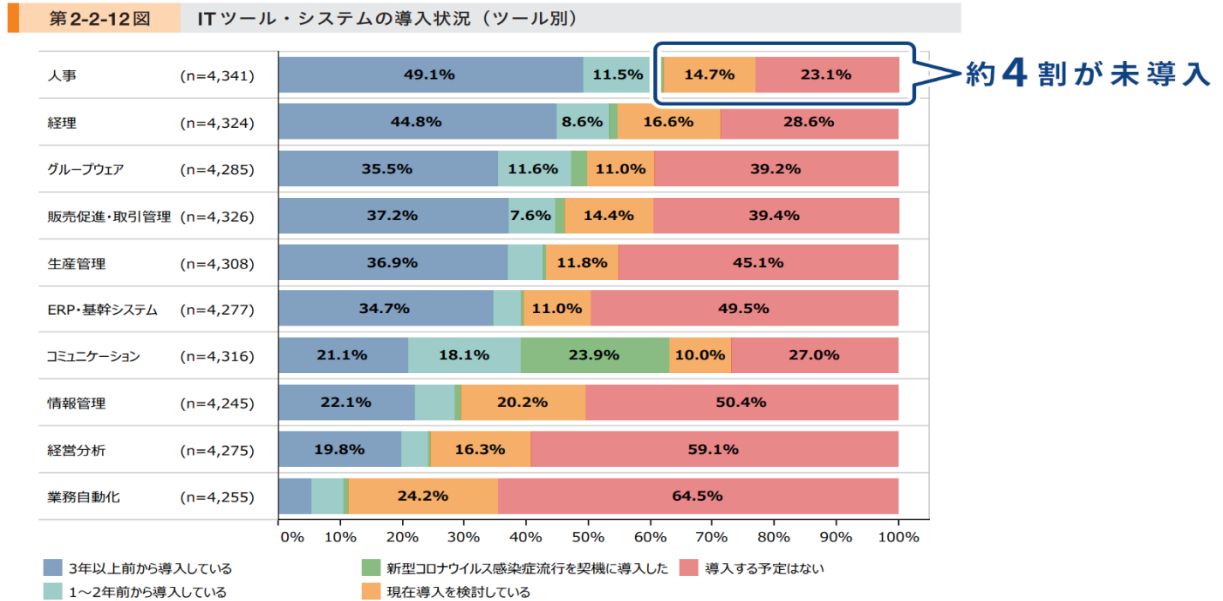
株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、代表取締役頭取：松田 正彦）は、経営支援プラットフォーム「荘銀 Big Advance」に、新機能として勤怠管理機能を追加いたします。

本機能は、株式会社ココペリ（本社：東京都千代田区、代表取締役 CEO：近藤 繁）と株式会社ジオコード（本社：東京都新宿区、代表取締役：原口 大輔）が連携し提供する勤怠管理サービス『ちゃんと勤怠 by ネクスト IC カード』を「荘銀 Big Advance」にシステム連携しリリースするものです。これにより、勤怠管理、交通費精算、経費精算ができるようになります。



■ 新機能提供の背景

我が国の状況として、コロナ禍で中小企業のデジタル化は進んでいるものの、依然として、約4割の中小企業で、人事関連（勤怠管理、給与計算等）のITツールの導入ができていないという状況が見られます。



(次ページへ続く)

本件に関するお問い合わせ先 営業推進部コンサルティング営業室 阿部、土屋 TEL：023-626-9019

また近々中小企業の労務管理に関する法改正も予定されており、勤怠管理に対する重要性はより高まっています。

- 2023年4月1日より、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられます（中小企業に対する猶予措置の終了）。
- 「建設業」において、これまで猶予されていた時間外労働の上限規制が2024年4月より適用となります。

中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

		(2023年3月31日まで)		(2023年4月1日から)	
		月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%		月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ	
		1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)			
		60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	25%	50%
中小企業		25%	25%	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

参照：厚生労働省/中小企業庁

こうした中、荘内銀行は株式会社ココペリとのパートナーシップを通じて、地域企業へ勤怠管理サービスを提供することで、地域企業の課題解決に貢献します。

■ 本機能の概要

荘銀 Big Advance と『ちゃんと勤怠 by ネクスト IC カード』を連携させて、荘銀 Big Advance 会員へ ① 勤怠管理機能、② 交通費精算、③ 経費精算機能の3機能を追加で提供します。荘銀 Big Advance 会員は特別料金でご利用いただけます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

以上